

令和6年度第1回島根県幼児教育推進協議会 議事次第

- 1 日時 令和6年5月30日（木）13：30～15：30

- 2 会場 サンラポーむらくも 2階 興雲の間

- 3 議題
 - (1) 島根県内の幼児教育の質の向上及び幼小連携・接続の状況について

 - (2) 幼児教育振興プログラム改訂の骨子案について

 - (3) 今後のスケジュール等について

- 4 配付資料
 - 資料1 島根県幼児教育推進協議会の設置について
 - 資料2 会議の公開の取扱いについて
 - 資料3 島根県内の幼児教育の質の向上及び幼小連携・接続の状況について
 - 資料4 幼児教育振興プログラム改訂の骨子案等について (4-(1)、4-(2))
 - 資料5 今後のスケジュール等について

令和6年度第1回島根県幼児教育推進協議会 出席者名簿

1. 委員

氏名	所属・職名	出欠
小山 優子	公立大学法人島根県立大学人間文化学部 教授	出
峯谷 玲子	島根県国公立幼稚園・こども園長会 会長 (松江市立津田幼稚園 園長)	出
西谷 正文	島根県私立幼稚園連合会 理事長 (学校法人光幼稚園認定こども園光幼保園 園長)	出
川上 雅文	荒茅保育園 園長	出
相山 慈	認定こども園あさりこども園 園長	出
塩満 恭子	認定こども園神田保育園 園長	欠
今岡 篤子	島根県幼児教育研究会会長 (出雲市立塩冶幼稚園 園長)	出
安達 利幸	島根県小学校長会会長 (松江市立宍道小学校 校長)	出
長岡 和志	松江市保育所(園)保護者会連合会 会長	出
持田 万規子	松江市こども子育て部こども政策課 保育指導官	欠
重田 幸	大田市健康福祉部子ども保育課 副主幹	欠
八束 政義	島根県教育庁特別支援教育課 課長	出

2. 事務局

氏名	所属・職名
石橋 裕子	島根県教育庁教育指導課幼児教育推進室 室長
野島 博行	島根県教育庁教育指導課幼児教育推進室 企画幹
宮崎 次光	島根県教育庁教育指導課幼児教育推進室 指導主事
岩成 佳子	島根県教育庁教育指導課幼児教育推進室 指導主事
永島 千津子	島根県教育庁教育指導課幼児教育推進室 幼児教育コーディネーター
小笹 菜太	島根県教育庁教育指導課幼児教育推進室 主事
梶谷 美鈴	島根県健康福祉部子ども・子育て支援課 課長補佐
渡邊 紀子	島根県健康福祉部子ども・子育て支援課 主任
山田 大翔	島根県健康福祉部子ども・子育て支援課 主事

島根県幼児教育推進協議会開催要領

(令和5年5月8日 島根県健康福祉部・島根県教育委員会（島根県幼児教育センター）)

第1 目的

本県における幼児教育の質の向上を図るため、島根県幼児教育振興プログラム（以下「振興プログラム」という。）に基づく各種施策の推進状況等について、学識経験者や市町村・市町村教育委員会、公私立の幼稚園、保育所、認定こども園の関係者等との意見交換を行うため、島根県幼児教育推進協議会（以下「推進協議会」という。）を開催する。

第2 議題

推進協議会の議題は、次のとおりとする。

- 1 振興プログラムに係る次の事項
 - (1) 振興プログラムに掲げた施策の推進状況
 - (2) 各種施策の課題と成果及び普及方策
 - (3) 振興プログラムの改訂に向けた検討
- 2 その他必要と認められる事項

第3 構成

- 1 推進協議会は別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 構成員は島根県幼児教育センターが選定する。

第4 任期

- 1 委員等の任期は、令和8年3月31日までとする。
- 2 1に掲げる期間後の委員の任期は3年として、再任されることができる。

第5 運営

- 1 推進協議会は、必要に応じて島根県幼児教育センターが招集し主催する。
- 2 推進協議会に座長、副座長を置く。座長、副座長は委員の互選により選出する。
- 3 座長は、推進協議会の議事進行を務める。
- 4 副座長は、座長が不在等の場合に、座長の職務を代行する。
- 5 島根県幼児教育センターが特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に推進協議会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 6 推進協議会は公開とする。

第6 その他

- 1 推進協議会の事務は、島根県幼児教育センターにおいて行う。
- 2 この要領に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、島根県幼児教育センターが別に定める。

附則

この要領は、決定の日から施行する。

別表（第3関係）

第3の1に掲げる者は次の者とする。

- 1 幼児教育機関・小学校・特別支援学校関係者
- 2 P T A関係者
- 3 学識経験者
- 4 行政関係者

[参考]

	所属
1	島根県国公立幼稚園・こども園長会
	島根県私立保育園連盟
	島根県私立幼稚園連合会
	島根県保育協議会
	島根県幼児教育研究会
	日本保育協会島根県支部
	島根県小学校長会
2	松江市保育所（園）保護者会連合会
3	島根県立大学
4	島根県
	島根県市町村

島根県幼児教育推進協議会 委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

氏名	所属・職名	備考
小山 優子	公立大学法人島根県立大学人間文化学部 教授	学識経験者
峯谷 玲子	島根県国公立幼稚園・こども園長会 会長 (松江市立津田幼稚園 園長)	公立幼稚園
西谷 正文	島根県私立幼稚園連合会 理事長 (学校法人光幼稚園認定こども園光幼保園 園長)	私立幼稚園
川上 雅文	荒茅保育園 園長	保育所
相山 慈	認定こども園あさりこども園 園長	認定こども園
塩満 恭子	認定こども園神田保育園 園長	認定こども園
今岡 篤子	島根県幼児教育研究会会長 (出雲市立塩冶幼稚園 園長)	幼児教育研究団体
安達 利幸	島根県小学校長会会長 (松江市立宍道小学校 校長)	小学校
長岡 和志	松江市保育所(園)保護者会連合会 会長	P T A関係者
持田 万規子	松江市こども子育て部こども政策課 保育指導官	市町村
重田 幸	大田市健康福祉部子ども保育課 副主幹	
八束 政義	島根県教育庁特別支援教育課 課長	県関係機関

会議の公開の取扱いについて

1 会議の公開について

会議は、原則として公開する。ただし、非公開情報等を使用して議事を運営する場合等、座長が非公開が適当と認める場合には、非公開とすることができる。

2 会議資料の公開について

会議資料は原則として公開する。ただし、座長が非公開が適当であると認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

3 会議の傍聴について

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、個人又は団体（報道関係機関を含む）を問わず、会議開催日の前日の正午までに島根県健康福祉部子ども・子育て支援課の登録を受けることとする。
- (2) 前項の登録を受けた者（以下、「登録傍聴人」という。）の数が、会場の座席数を上回る場合には、抽選とする。

4 議事概要の公開について

座長は会議の議事概要を作成し、これを公開するものとする。

令和6年度 第1回 島根県幼児教育推進協議会

島根県内の幼児教育の質の向上及び 幼小連携・接続の状況について

島根県幼児教育センター

島根県教育庁教育指導課、島根県健康福祉部子ども・子育て支援課

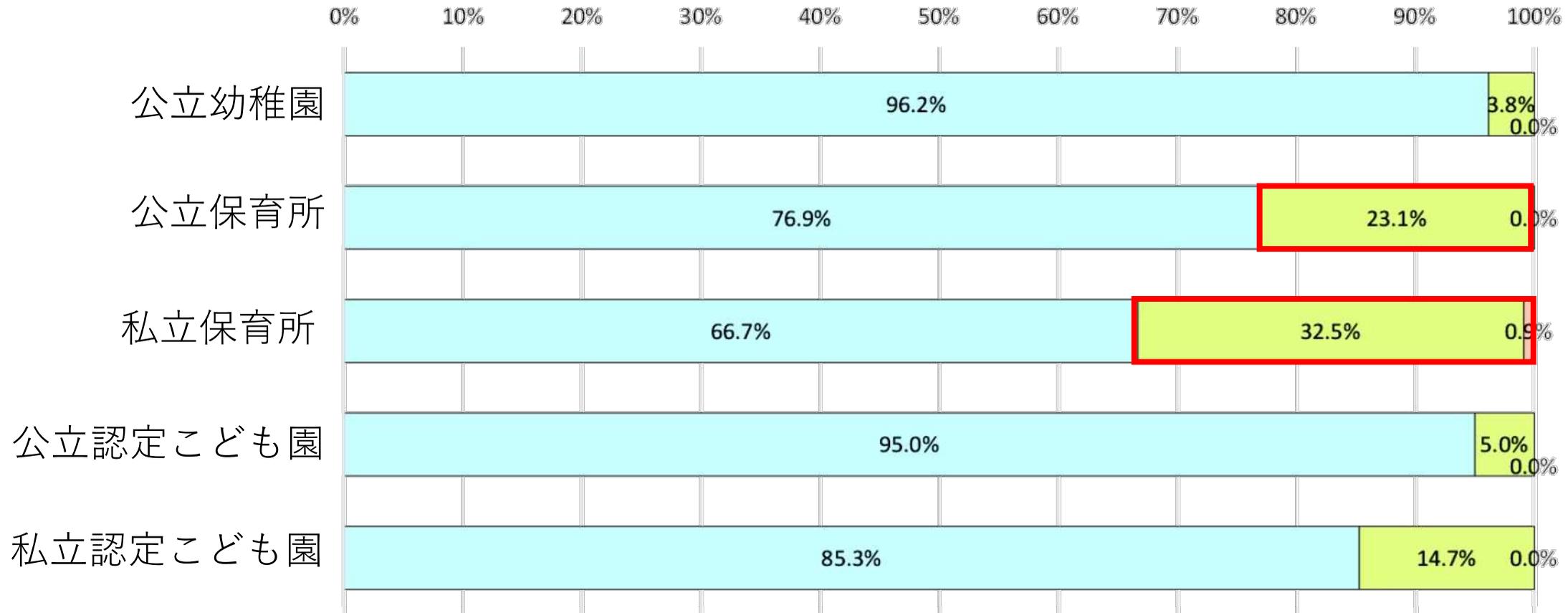
幼児教育施設の質の向上に係る現状と課題

2 園経営について(教育課程及び全体的な計画の編成状況)

公私・施設種別

※私立幼稚園については、施設数が少ないため集計していない

園長・施設長



■ 教育課程・全体的な計画を編成、実施、評価、改善している

■ 教育課程・全体的な計画を編成、実施しているが、見直していない

■ 教育課程・全体的な計画がない

3 質の向上・保育者の資質向上（身につけている資質・能力）

○設問

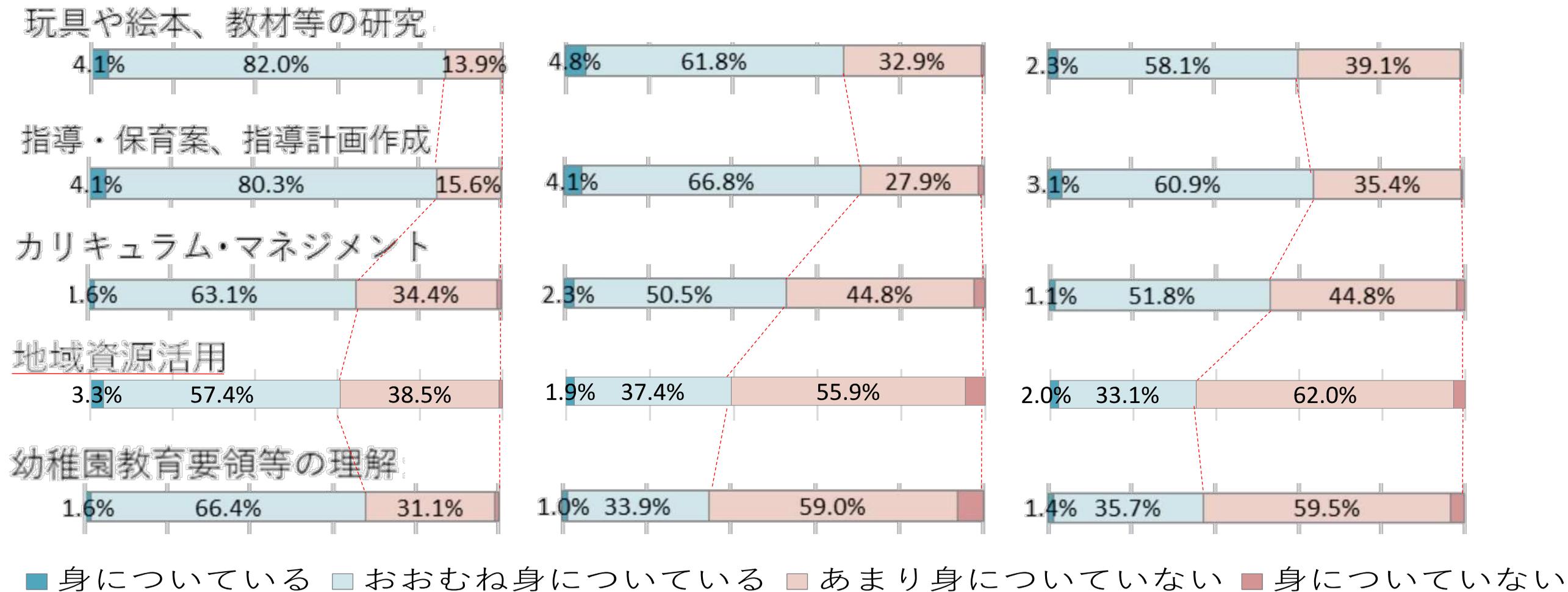
【保育者】ご自身を振り返って、保育者としての資質・能力が身につけているかどうか項目ごとに選択してください。

保育者

幼稚園

保育所

認定こども園



島根県幼小連続・接続の状況

架け橋期のカリキュラム完成までの段階

第1フェーズ

基盤づくり

- ① 園・小学校で活動の共有
教職員の人間関係作り・生活の相互理解
- ② 子ども同士の交流

第2フェーズ

検討・開発

- ① カリキュラム開発・作成
- ② 人・ものといった環境の教育的価値の共通理解
※幼児教育：環境をとおしての教育
- ③ 子ども同士の交流推進

第3フェーズ

実施・検証

- ① カリキュラムに応じた教育課程・指導計画作成・実施
- ② 教材としての環境（人・もの）の活用
- ③ 子ども同士の交流充実

第4フェーズ

改善・発展サイクル完成

- ① カリキュラムの評価・改善
- ② 教材としての環境の教材研究・教材開発
- ③ 持続的・発展的な子供の交流実施

1年目

2年目

3年目

幼小連携・接続の現状について

園長・施設長

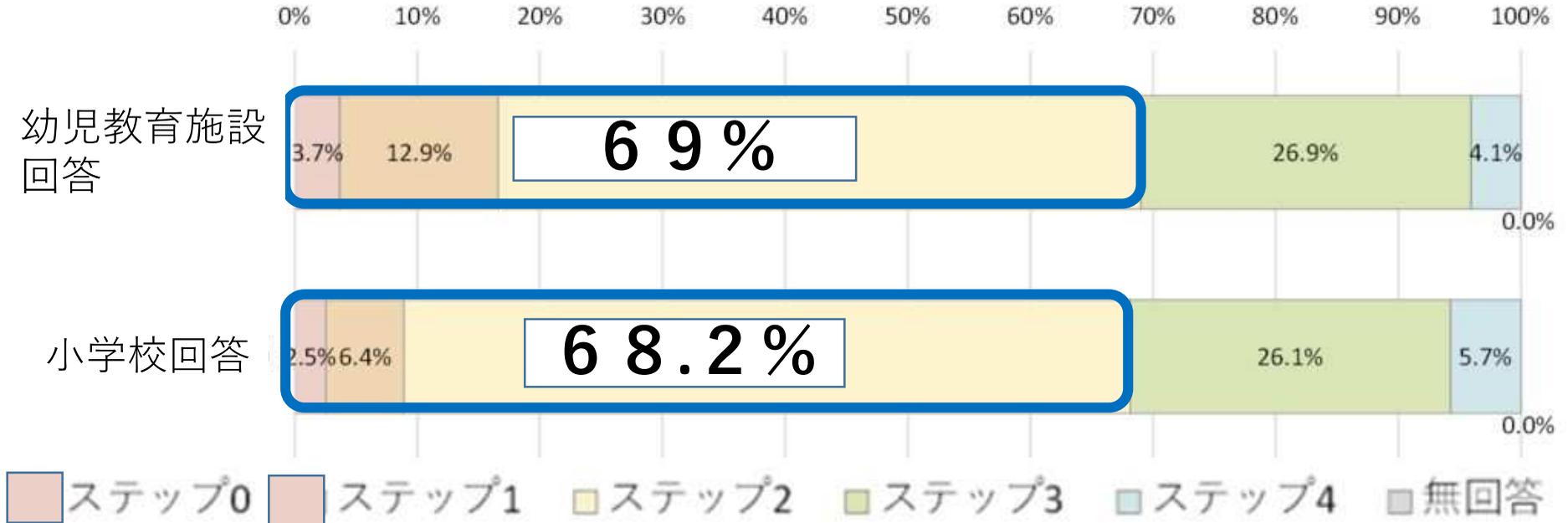
小学校長

幼小連携・接続について（連携のステップ：島根県）

○設問

【園長・施設長】貴施設の所在する小学校区の小学校との連携・接続は何番目のステップに当たりますか。

【小学校長】貴小校校区の幼稚園や保育所との連携・接続は何番目のステップに当たりますか。



ステップ0	連携の予定・計画がまだ無い。
ステップ1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
ステップ2	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した課程や計画の編成・実施は行われていない。
ステップ3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した課程や計画の編成・実施が行われている。
ステップ4	接続を見通して編成・実施された課程や計画について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

全国
市町村
65.1%

5 幼小連携・接続について(接続期の計画・カリキュラムの作成)

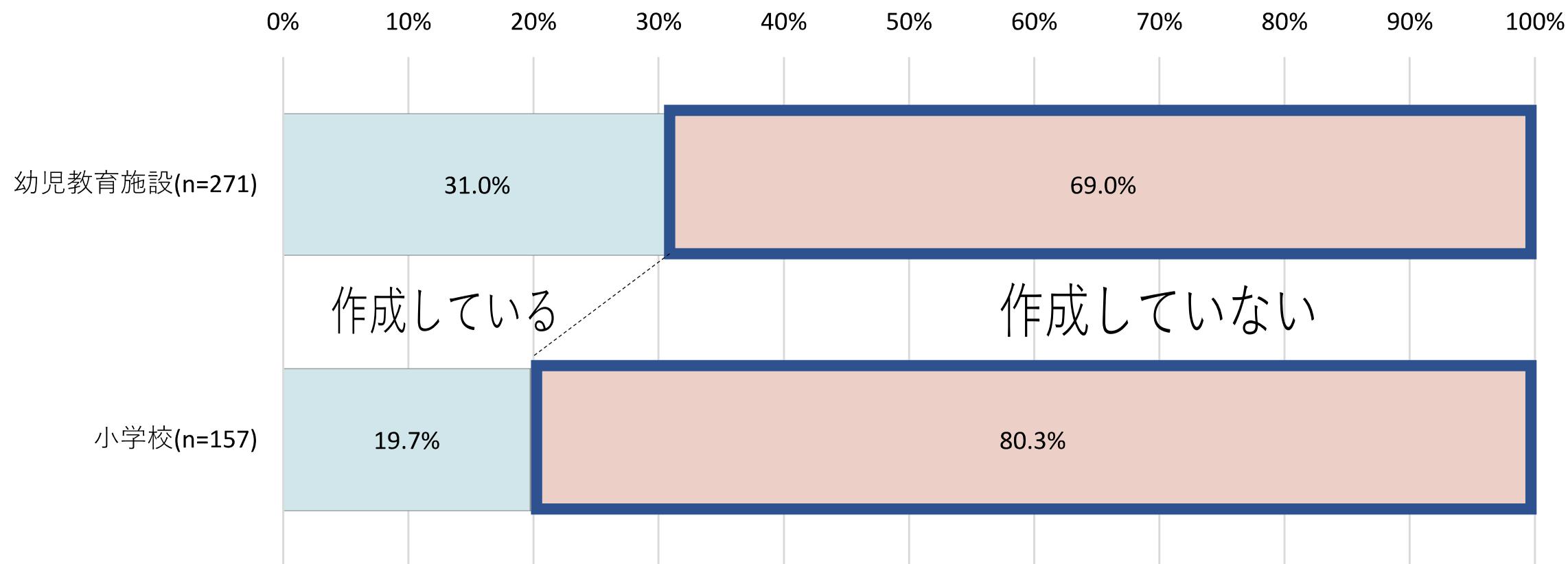
園長・施設長

小学校長

○設問

【園長・施設長】 小学校との協働により接続期（5歳児～小学1年生）のカリキュラムを作成していますか。

【小学校長】 幼児教育施設との協働により接続期（5歳児～小学1年生）のカリキュラムを作成していますか。



島根県幼児教育振興プログラム改訂について

1 改訂に向けての基本的考え方

(1) プログラム策定後の県内の状況

- ① 県主催の保育者研修や市町村幼児教育アドバイザー研修等、各幼児教育施設への訪問指導（同行支援）において、本プログラムで明示する「めざす子ども像」の視点等を示し、指導に活用
- ② 各市町村における幼児教育アドバイザーを配置数の増加

【市町村幼児教育アドバイザーの役割例】

- ・ 幼児教育施設からの相談対応
(保育相談、乳幼児個別相談、保護者対応相談等)
- ・ 公開保育における指導・助言
- ・ 園内研修講師

【市町村幼児教育アドバイザー等の配置の推移】

R 元	松江市、出雲市、雲南市
R 2	津和野町
R 3	美郷町、飯南町、益田市
R 4	西ノ島町、奥出雲町
R 5	浜田市、大田市、江津市
R 6	安来市、吉賀町

民間へ委託：益田市、西ノ島町

(2) 課題

- ・ 各市町村の人材確保や予算確保の困難さから、市町村幼児教育アドバイザーの配置等の幼児教育推進体制整備が進んでいない市町村がある。
- ・ 施設種関係なく全幼児教育施設への訪問指導が実施されていない市町村が多い。
- ・ 幼児教育と小学校教育の架け橋期の教育の充実のための各市町村における具体的な取組は、まだ不十分である。(R5 実態把握調査結果より)

(3) 改訂の考え方

- ① 各市町村が地域内の幼児教育の状況を把握し、適切に指導・助言できる体制

整備が必要であることから、各市町村幼児教育担当者が幼児教育施設や小学校等への働きかけにも活用できるものに改訂する。

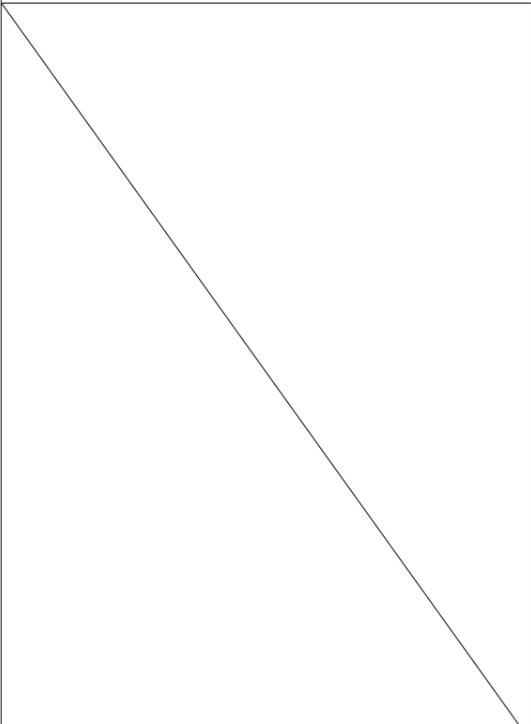
- ② 幼児教育施設の保育の状況の把握をもとにし、保育の質の向上につなげる指導・助言ができる体制整備につなげるための内容
 - ・ 「小学校以降で育成する資質・能力の土台となる幼児教育」という共通認識のもと、「環境を通して行う教育としての保育実践の手引き」となる内容へと見直す。
- ③ 架け橋期（主に5歳児から小学1年生）の教育の充実のためには、双方が共通の視点（めざす子ども像等）をもち、協働的に計画する必要があることから、「島根県でめざす架け橋期の教育」を明示する。
- ④ 架け橋期の教育の充実に不可欠な、幼保小の協働的な取組の推進につなげるため、現行プログラムよりもさらに充実した幼小連携・接続の具体的な取組の方向性を示す。

2 改訂の概要（現プログラムとの比較）

（別紙：資料4-2）

【改訂の概要】 ※変更箇所を下線

現 行	改 訂 版	改訂の基本的考え方
<p>第1章 プログラムの策定にあたって</p> <p>1 プログラム策定の背景(5つの視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育の重要性 ・全国的な幼児期の子どもの実態 ・社会的な情勢の変化 ・国の施策 ・島根県で求められる幼児教育 <p>2 プログラム策定の目的</p>	<p>I 改訂の趣旨(2つの視点)</p> <p>1 国の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>幼保小の架け橋プログラムの手引きより</u> ・<u>幼保小の協働による架け橋期の教育の充実より</u> <p>2 県の取組</p> <p>(1) <u>幼児教育の重要性を土台にした取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「遊びを通しての総合的指導」の実践 ・幼小連携・接続の視点 <p>(「自覚的な学び」につなぐ「学びの芽生え」としての幼児教育)</p> <p>(2) <u>幼小連携・接続の推進のための取組</u></p> <p>※ 島根県として推進する幼児教育及び幼小連携・接続の具体については後段で記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育の重要性のみならず、「架け橋期」の教育の充実が求められていること(協働によることを強調)を明記 ・ 改訂の目的を含む。 ・ 今まで県が目指してきた円滑な幼小連携・接続の推進は、協働による架け橋プログラムによって効果的な教育の実現につながることも触れる。
	<p>II 本プログラムにおいて大切にしたいこと(柱)</p> <p>1 <u>幼児教育の重要性を子どもに関わるすべての教育関係者に周知</u></p> <p>2 <u>架け橋期の教育の充実に向けた方向性明示(架け橋カリキュラムの手引きとしての役割)</u></p> <p>3 <u>教育現場の実践につながる内容</u></p> <p>4 <u>幼児教育施設内・小学校区内における研修(手引きとしての役割)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本プログラムの柱を明確にかつ端的に表すことによって、県民を含めた広い対象への周知を目指す。 ・ 県民への普及も視野に入れたものとする。 ・ 本プログラムが、幼児教育を中心としたものではなく、幼児教育を土台とした教育の連携・接続が中心であることを明記
<p>第2章 幼児教育のめざす子ども像設定</p> <p>1 めざす子ども像 3つの姿</p> <p>【いきいきと活動する】</p> <p>【周りの「ひと・もの・こと」と関わる】</p> <p>【遊び育つ】</p> <p>2 めざす子ども像実現のための視点</p> <p>①保護者・保育者などの情緒的な関わり</p> <p>②発達の段階を踏まえた教育・保育</p> <p>③「遊びの循環」の展開</p> <p>④子どもを中心とした「ひと・もの・こと」との関わり</p> <p>3 めざす子ども像実現でも見られる3つの資質・能力</p> <p>①いきいきと活動する姿で見られる「心と体を働かせる資質・能力」</p> <p>②周りの「ひと・もの・こと」と関わる姿で見られる「自他を大切にし協働する資質・能力」</p> <p>③遊び育つ姿で見られる「自ら気づき考える資質・能力」</p>	<p>III 取組の方向性</p> <p>1 めざす子ども像</p> <p>「いきいきと周りの『ひと・もの・こと』と関わりながら<u>遊びこむ*子ども</u>」</p> <p>2 めざす子ども像実現のための視点</p> <p>① <u>乳幼児期にふさわしい生活の場</u> 保育者などの情緒的な関わり</p> <p>② 発達の段階を踏まえた教育・保育</p> <p>③ <u>環境を通して行う教育</u> <u>遊びを通しての総合的な指導</u></p> <p>④ <u>一人一人の特性に応じた指導</u> (特別支援教育の視点)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育に特化せず、教育のつながり(展開)を意識したプログラムに改訂する趣旨から、『『幼児期の』めざす子ども像』としない。 ・ 現行の子ども像の設定では、遊びの定義を示し、「遊び育つ」姿を目指している。改訂では、小学校以降の教育につながる、「主体的・対話的で深い学び」につながる遊びの姿として、「遊びこむ」子ども像と設定。「遊び」が、遊びに集中、没入し、遊びの循環を通して試行錯誤を繰り返し、新たな発想、他者との関わりから深い学びへと深化することを目指す(ステップアップ)。定義づけは、県独自のもの ・ 子ども像実現のための視点には、三要領・指針改訂(改定)のポイントである、幼児教育で共通して大切にすべき4点を本プログラムにも同様に提示 ・ ③の中に、遊びの循環の図掲載 ・ 一人一人の特性に応じた指導の項目に、ニーズの多い特別支援教育の視点を盛り込む。 ・ 小学校以降で育成する、3つの資質・能力との一貫性に欠けるため、削除 ・ 小学校以降の資質・能力とのつながりは、図で示す。(現行の0歳からの発達の目安はわかりづらいため、掲載しない)

<p>〈0歳からの発達を目安〉 〈遊びの循環〉</p> <p>4 現在の島根県幼児教育振興の取組 ・ 幼児教育センターの体制 等</p> <p>5 今後の島根県における幼児教育振興の取組 (1) 幼児教育振興の方向性 (2) 幼児教育振興における諸機関の基本的な役割 〈県幼児教育センター、市町村、幼児教育施設の役割分担〉</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>3 <u>子どもを中心につなげるしまねの幼小連携・接続</u> (手引き) (1) <u>島根県がめざす架け橋プログラム</u> (2) <u>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりとした連携・接続</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育センターの体制は、年度ごとに大きく変化しているため、掲載しない。 ・ 各市町村において架け橋期の教育の充実を目指し、県はその取組を支援する形であるため、あえて載せない。 ・ 各市町村の体制整備がそれぞれの状況に応じて進む方向性の中、県の幼児教育振興における諸機関の基本的な役割は掲載しない。 ・ IV内容(取組編)ではなく、取組の方向性としてこの章において掲載。全県において取り組む重要課題としての位置づけ ・ 各市町村、各現場において具体的に取り組む手引きとしての内容を示し、具体的な取組の参考となるものとする。
<p>第3章 島根県幼児教育振興の施策</p> <p>1 幼児教育の質の向上に係る機運醸成、支援体制強化 (1) 幼児教育の質の向上に係る機運醸成 (2) 幼児教育の質の向上に係る支援体制の強化 (3) 幼児教育施設内のマネジメント力強化 (4) 人材の要請、確保、育成</p> <p>2 研修の充実 ・ 研修な方法と内容の整備 【現状と課題】 【研修の具体】</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修(手引き)については、次章にて項目立て 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育推進の機運醸成は図られたことから掲載しない。 ・ 現行の県主催の研修は一連の効果があるため、新たに研修の実態と課題として掲載する必要性なし
<p>第4章 幼児教育の質の向上のための研修例及び実践例</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修例、実践例としての例示は本プログラムに掲載せず、HPを活用
	<p>IV 内容</p> <p>1 取組編 (1) 保育の質の向上 ①めざす子ども像実現のための幼児教育の取組 【発達段階ごとの項目】 目指す幼児教育の柱に沿って</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境を通して行う教育 ● 子どもの可能性を引き出す教育(主体性) ● 学びの循環(主体的・対話的⇒ 深い学び) ● 子ども理解に立った保育 ● 小学校接続を見通した視点 <p>②施設内研修</p> <p>(2)円滑な接続を支える特別支援教育</p> <p>2 家庭・地域との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育の取組の具体として挙げるかどうかは、「実践に生かす」という改訂の趣旨から、幼児教育推進協議会にて協議判断

※ 「遊びこむ」:秋田喜代美氏(東京大学名誉教授、文部科学省中央教育審議会委員、日本保育学会理事)による子どもの保育での状況を示す造語。もとは、リューベン大学ラーバース教授が開発した頬育プロセスの質を捉える観点の一つ「involvement」

令和6年度 幼児教育推進協議会 スケジュール

年	月	協議内容等
令和6年	5月 30日 (木)	第1回推進協議会 (令和5年度委員異動多いため、顔合わせの意味合いもある。) ○ 改訂に係る基本的な考え方 ・ 基本的な構成(骨子)について ○ 令和5年度実態把握調査結果から
	6月	
	7月 17日 (水)	第2回推進協議会 ○ 基本的な構成(骨子)の決定(前回の協議会を受けて) ・ 目指す子どもの姿 ・ 島根県が目指す架け橋プログラム 等
	8月	
	9月	
	10月 第2週 頃	第3回推進協議会 ○ 改訂骨子案決定 ○ パブリックコメントの実施について 総務委員会 報告
	11月	第4回推進協議会 ○ 改訂振興プログラム基本資料について
12月	【パブリックコメント】(1か月) …12月下旬以降	
令和7年	1月	第5回推進協議会 ○ パブリックコメント結果を受けて
	2月	
	3月	【教育委員会会議にて報告】 改訂振興プログラム 策定